第１号様式（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

（宛先）公益財団法人京都高度技術研究所　理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

所 在 地

名　 称

代 表 者　役職名

氏　名

電 話

**京都市デジタル化推進プロジェクト支援申請書（デジタル導入枠）**

京都市デジタル化推進プロジェクト実施要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　申請者の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 |  | | 創業年月 |  | |
| 資本金 |  | | 従業員数 | 名（内正社員　　名） | |
| 所属組合 |  | | | | |
| 事業実施場所及び担当者 | 〒 | | | | |
| ※事業実施場所は京都市内に限ります。 | | | | |
| 担当者役職・氏名　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：  E-Mail： | | | | |
| 業務内容 |  | | | | |
| 主要取扱品・サービス | ( 　％） | ( 　％） | | | ( 　％） |
| ( 　％） | ( 　％） | | | ( 　％） |
| 年間売上高 | 千円　（　　　年　　月～　　　年　　月） | | | | |
| URL |  | | | | |

２　デジタル化計画

|  |
| --- |
| （１）本事業での実施したい内容（本事業でやりたいことを簡潔にご記載ください） |
|  |
| （２）本事業への申請に至った理由・経緯、自社の現状と課題 |
| 1. 本事業への申請に至った理由・経緯（デジタル化導入に関することを記載ください） 2. 自社のデジタル化の取組状況   □　全くデジタル化に取り組めていない  □　一部の作業について、既にデジタル化に取り組んでいる  □　自社のデジタル化を着実に進めることができている。  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）   1. 自社のデジタル化に係る現状・課題（②自社の取組状況を具体的に記載ください） 2. 自社のデジタル化の推進に向けた意欲、必要性 3. 本事業で専門家に相談したい・助言してもらいたい内容 |
| （３）本事業の実施により期待する効果 |
| 本事業の実施により期待する効果（自社が抱えている課題について、本事業の実施をとおして、どのように解決していきたいかを具体的に記載ください。） |
| （４）本事業実施における想定経費 |
| 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| （５）デジタル化の取組に関して、今後進めていきたい取組があれば、該当する項目にチェックしてください。（複数回答可） | |
| □ | 顧客・取引先管理ツールの導入（予約管理ツール、販売管理ツール等） |
| □  □ | 会計管理ツールの導入（会計管理ツール、経費積算ツール等）  ＰＯＳレジシステムの導入 |
| □  □  □  □  □  □  □  □ | 決済・請求管理ツールの導入（見積・請求・入金管理ツール等）  在庫管理ツールの導入  情報管理・共有ツールの導入（イベント管理ツール、サイバーセキュリティ対策等）  労務・勤怠管理ツールの導入  分析・自動化（ＡＩ）ツールの導入  ペーパーレスを推進するツールの導入  ＥＣサイトの構築  ホームページの構築 |
| □ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　添付書類

(1) 業務内容がわかるもの（定款、規則、会則、会社パンフレット等）

(2) 法人等については直近１期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）、個人事業者については直近１期分の確定申告書（写し）

(3) 法人登記事項証明書（発行後３ヵ月以内のもの）（写し）【法人のみ】

(4) 個人事業の開業・廃業等届出書（税務署受領済の控え）（写し）【個人のみ】

(5) 直近年度分の京都市民税、固定資産税（土地・建物のみ）及び都市計画税の市税に関する納税証明書（発行後３ヵ月以内のもの）（写し）

※令和７年１月１日時点において住所が京都市外の場合、他市町村の発行する納税証明書。（写し）

(6) その他当財団理事長が必要と認めるもの

４　申告事項

以下のとおり申告します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

* みなし大企業ではありません。

□　本申請と同一経費で、国･府県･市町村等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。

□　既に発注・契約済又は支払済の経費は含まれていません。

□　事業の実施及び経費の支払いを**令和７年１２月２６日**までに完了します。

□　本事業にて導入した機器の耐用年数内に売却・譲渡・貸付等の処分を行った場合、又はソフトウェアを途中解約して機器だけ単独で残った場合には補助金を返還します。

□　申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団密接関係者ではありません。

□　申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第２条第６項第４号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。

□　申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。

□　市町村民税等の滞納をしていません。

□　申請者は、以下の事業における補助金の交付を受けていません。

・令和２年度京都市予算「中小企業等ＩＴ利活用支援事業」

・令和３年度・令和４年度・令和５年度京都市予算「中小企業デジタル化推進事業」

・令和６年度京都市予算「中小企業デジタル化・ＤＸ推進事業」

□　京都市との間で、情報が共有されることに同意します。

* デジタル化・ＤＸに関するイベント等の情報を受け取ります。

□　申請者は、デジタル化の成功例、先進事例等の好事例となるようなデジタル化計画を策定するよう努めるとともに、本事業による支援後、支援内容を広く発信されることについて同意し、取材等に協力します。

社名・団体名

代表者(職)・氏名